

サウスダコタの中絶論争（8）

－合衆国の動向とエヴリン・グリッシーの動機－

佐々木 裕美
愛知学泉短期大学

Anti-Abortion Controversy in South Dakota (8) －U.S. Trend and Evelyn Grisse's Cause－

Yuumi Sasaki

キーワード：サウスダコタ州 South Dakota、リプロダクティブ・ライツ reproductive rights、
中絶規制立法 anti-abortion legislation、選挙 election、
エヴリン・グリッシー Evelyn Grisse

はじめに

2006年に再燃したサウスダコタの中絶論争について、州議会での取材を中心に、これまで7回にわたって様々な角度から評価を行ってきた。しかし、議員および有権者の登録政党、宗教、性別、年齢のどれをとっても、女性のリプロダクティブ・ライツがこれほどの政治的議論となる決定的なひとつの要因は見当たらない。つまり、この論争の評価が一筋縄ではいかないことが明らかになった。

2012年の選挙で女性のリプロダクティブ・ライツを擁護する立場を明確にするオバマ大統領が再選を果たし、少なくとも2016年までは大統領のイニシアティブによる後退は免れた。しかし、全米各州の州議会を舞台に2012年の一年間で41の中絶規制立法が成立した事実からも、この論争は決してサウスダコタ州に限って起こっているものではない。

そこで本稿では、まず女性のリプロダクティブ・ライツは合衆国全土において確立されているとはいいがたく、サウスダコタ州の論争は、まさに全米で起こっていることの縮図であることを示す。次に、筆者が取材を通して出会ったプロチョイスの女性の体験と活動を紹介するこ

とで、女性のリプロダクティブ・ライツを守っているのは「女性は自分で決めることができないから念には念を入れて間違った決定をしないように助けてあげなければならない」と規制法を作り続ける議会でも議員でもなく、市井の名もない人たちであることを示す。そして最後に、40年前に合衆国最高裁判所でロウ判決¹⁾を勝ち取った当時28歳の若き女性弁護士サラ・ウェディントン (Sarah Weddington) のことを借りながら、選挙がいかに重要な意味を持つかを示して、一連の論考のまとめとしたい。

1. ロウ判決を不服とする諸州

2013年1月22日、ロウ判決40周年の記念日に、サウスダコタ州下院議会は、合衆国最高裁にロウ判決を見直すことを求める上下両院合同決議案を提出した。州上院議員35名、州下院議員70名のうち38名が提案者に名を連ねたこの議案は、賛成83名、反対20名で採択された。²⁾

ここでは、ロウ判決40周年の節目に出版され、合衆国における2010年以降の中絶禁止法の動向をまとめた *Crow After Roe* (2013) に沿って、女性のリプロダクティブ・ライツを認めようとしぬ諸州の例について簡潔に述べる。

I. - 1 ネブラスカ州

50州のうち唯一、一院制を取るネブラスカ州議会は、2010年州議会において、49人のうち22人の州上院議員を提案者とする「痛みを感じることができる胎児を保護するため20週以降の中絶を禁止する法案（The Pain-Capable Unborn Child Protection Act）」³⁾を提出し、反対5票の圧倒的多数で可決した。ハイネマン州知事（Gov. Dave Heineman）は、その日のうちに署名した。施行までに6ヶ月の猶予期間を設けたが、同州で後期中絶を行うことで知られていたカーハート医師（Dr. Carhart）^{（注1）}から不服の申し立てではなく法律となった。^{（注2）}

I. - 2 オハイオ州

2011年のバレンタインデーにオハイオ州議会議場に「心を持ってください。心音法案を可決してください」のメッセージのついた何千個ものハート形の風船が届けられ、同日「心音法案（the heartbeat bill）」⁴⁾が提出された。2012年のバレンタインデーには2000本のバラの花が届けられ、再び心音法案が提出された。上院議長のスニハウス（Sen. Tom Niehaus）は、州下院議会で可決された同法案の議場での採決を阻止し続けた。医師たちも反対を表明する証言を行った。しかし、スニハウスに代わって2013年議会上院議長に就任予定のフェイバー（Sen. Keith Faber）は、議場での採決を宣言した。

I. - 3 ウィスコンシン州

2000年に認可されて以来、薬剤による中絶は安全に行われていた。その利点は、遠隔地にいる女性が、医師の適切な指示によって安全・安価に、しかも誰にも知られることなく中絶を行うことができ回復も早いために、女性にとってのメリットが大きいことにあった。ところが2011年から中絶に反対する政治家の間で外科手術によらない中絶を撤廃する動きが始まった。

2012年4月5日、ウィスコンシン州知事ウォーカー（Gov. Scott Walker）は、「強制による中絶と、遠隔医療によって処方された薬剤による中絶を禁止する法案（Coercive and Webcam Abortion Prevention Act）」⁵⁾に署名した。そ

の1ヶ月後、ウィスコンシン州で薬剤による中絶は姿を消すことになった。

RU-486は、9週までであれば外科的中絶と同様に安全で効果的な中絶薬であり、中絶を求めて家族計画協会にやってくる女性のほぼ25%は、薬剤による中絶を選んでいった。2012年12月、ウィスコンシン州家族計画協会はこの法律が医師に解りにくいとして訴訟を起こした。

I. - 4 アイダホ州

すでに3人の子がいて服役中の夫を持つマコーミック（Jennie Linn McCormack）は、4人目の妊娠に気づいたとき、今いる子供たちを育てるために最良の方法であると考え中絶を決意した。胎児はすでに三分の二期に入っており、アイダホ州の僻地でモルモン教徒の多い近隣に住むマコーミックにとって、地元での中絶は不可能であった。最も近いユタ州ソルトレイクシティのクリニックでの後期中絶は費用が高価で支払えない。そこで彼女は妹に頼んでインターネットでRU-486を入手し、中絶を試みた。その結果、彼女は中絶には失敗したが、RU-486を服用後に早産となり胎児は死亡した。2010年12月のことである。彼女は、医師以外の者による中絶を禁止し、三分の一期を過ぎた中絶を病院の外で行うことを禁止する1970年のアイダホ州法によって裁かれ有罪となった。

マコーミックは同州検事で医師のハーン（Dr. Hearn）の助けで控訴し、勝訴した。この判決は、女性、特に低収入の女性が、合法的に中絶を得ようとするときの障壁を裁判所が認めた点で重要な判決となった。⁶⁾

I. - 5 インディアナ州

妻との離婚を約束していた不倫相手に捨てられた妊娠8ヶ月のシュアイ（Bei Bei Shuai）は、2010年12月23日に「この子を連れていきます」と書き置きをして、殺鼠剤を飲んで自殺を図った。友人に見つけられて病院に運ばれた彼女は一命を取り留めたが、帝王切開で取り出された33週の赤ん坊は1月3日に死亡した。シュアイは、自分の命に代えても赤ん坊を生き返らせたいと願うが叶わず、死んだ子を抱き続け

る。彼女は精神病棟に移され、3月まで治療を受けたあと退院すると、殺人罪で投獄された。赤ん坊の死因は脳出血であった。早産の赤ん坊の死因として脳出血の可能性があるにもかかわらず、彼女の赤ん坊の死因は殺鼠剤であるとされた。2009年にできた胎児の殺人に関する法律が、女性本人に適用されたためであった。彼女が殺鼠剤を服用したのは自殺目的であって中絶目的ではなかったことが明らかになった後も検察は告訴を取り下げなかった。インディアナ州の主張は、生まれていない胎児に権利があり、その権利は母親の権利に勝るというものである。⁷⁾ シュアイの他にも、アイオワ州の自宅で階段から落ちて胎児の無事を確認するためにERを訪れた女性が胎児殺人を疑われたり、ミシシッピ州で36週で死産した女性がコカインを吸っていたことが判明して胎児殺人により終身刑を言い渡されたりしている。

こうして訴えられた女性の多くは貧しい・移民・有色人種のいずれかにあたる場合が多い。中絶を犯罪行為に戻して、受精卵・胎芽・胎児をすべて「人間」として認めさせようという努力は、女性のリプロダクティブ・ライツばかりでなく、個人の健康に関わる情報を含むプライバシー権などのあらゆる権利を脅かそうとしている。

I. -6 オクラホマ州

2008年オクラホマ州議会は、「包括的中絶禁止法 (omnibus anti-abortion bill)」⁸⁾ を通過させた。胎児の超音波診断、医師が読み上げる胎児の成長段階、胎児の心音を聞かせ、中絶の結果として起こりうる問題の説明、クリニックには中絶の危険性を知らせるポスターの掲示を義務付ける、などの内容であった。ヘンリー知事 (Gov. Brad Henry) は拒否権を発動したが、議会がこれを覆した。裁判所がこの法律を州法の規定違反を理由に無効にしたが、2009年、2010年と、議会はこれを複数の法案に分け、提出を繰り返した。女性の知る権利と称して超音波診断を義務付ける法案の真の目的は、中絶クリニックの運営コストを高くすることによって、その数を減らすことであった。しかし、病氣治療や胎児異常のためにやむをえず中絶せざるを

えない女性にも、性犯罪の被害者にも、例外を認めなかった。この法律が無効となるまでの数日間ではっきりしたことは、中絶を選んだ女性が、超音波診断を受けた後に中絶を取りやめる例がなかったことである。

I. -7 ワシントン D.C.

合衆国の首都ワシントン D.C.は、その予算と法律について決定権を持たない特別区である。従って、そこでの法律は、すべて連邦議会の決定によることになる。2010年の選挙以降、保守的な共和党議員が多数を占める合衆国下院議会では、中絶禁止法案が続々と提出された。連邦議会でのこの綱引きは、中絶の議論がどの方向に向かっているのかを示す。

ワシントン D.C.の有色人種の女性の四分の一は貧しく、医療を公共資金に頼らねばならない。そして彼女らがメディケイドをめぐる政治的駆け引きの犠牲となった。2011年4月、D.C.の貧しい女性の中絶については、メディケイドが引き受けなくなることになった。⁹⁾

現在、メディケイドが中絶を引き受けるのは全米で15州のみである。ロウ判決前と同様、裕福な女性は中絶を求めれば得ることができる一方で、貧しい女性はそれができない状況となっている。

I. -8 テキサス州

中絶反対派で知られるテキサス州知事ペリー (Gov. Rick Perry) は、メディケイドへの参加を拒否し、中絶関連施設への資金提供を拒否する。¹⁰⁾ 公衆衛生総局法 (Public Health Services Act) 第10章に定められた家族計画への資金提供先から家族計画協会を除外し、避妊・不妊手術・中絶のサービスは、女性のヘルスケアに当たらないとする立場をとる。

現在テキサス州では、収入に基づいて女性が受けることのできるヘルスケアの範囲が決まる。貧しいラテン系の女性は、妊娠して初めて医療サービスを受けられる立場となり、そこに中絶の選択肢はない。

I. -9 カンザス州

2003年から2009年まで知事を務めたシベリ

ウス (Gov. Kathleen Sebelius) は、カンザス州議会で活発に提出され通過したあらゆる中絶禁止法案に拒否権を発動し続けた。2009年、オバマ大統領の就任とともに福祉サービス庁長官に抜擢されて彼女が知事を退任すると、カンザス州議会は「良心条項(Conscience Clause)」¹¹⁾を盾に次々と中絶禁止立法に着手し始めた。

シベリウスの後任、ブラウンバック知事 (Gov. Sam Brownback) は反中絶派のカトリックで、自分の机に届いたプロライフ法案にはすべて署名すると宣言したことが、州議会のプロライフ勢力に油を注いだ。

I. - 10 ミシシッピ州

2011年の選挙で、ミシシッピ州では「受精卵の人格 (personhood) をめぐる州民投票」¹²⁾が行われた。すでに同様のイニシアティブがコロラド州で二度の失敗をみていた。二大政党の州知事候補は両者ともこれを支持する選挙運動を繰り広げたが、州民投票の結果は反対58%の大敗北であった。にもかかわらず、2012年州議会は州内唯一の「中絶クリニックを標的にした規制法 (TRAP law; Targeted Regulation of Abortion Providers)」¹³⁾を通過させた。

ミシシッピ州は、すでに貧困率が20%と全米一であり、子供の貧困率も幼児死亡率も全米一である。中でも黒人の貧困率は48%と高く、子持ちの黒人女性の貧困率はさらに高くなる。2010年、ミシシッピ州で行われた中絶は2,300、そのほとんどが中絶クリニックで行われた。ほとんどが非白人・未婚・高卒以下・すでに子持ちの女性であった。もしもこの中絶クリニック (The Jackson Women's Health Organization) が閉鎖されれば、彼女たちに残される選択肢は次の3つとなる。①州外に行って中絶をする。②妊娠を継続して出産し、養子に出す。③自分で中絶を試みる。つまり同州の現状は、ロウ判決前の状況に戻つつある。

I. - 11 アリゾナ州

2009年、州知事ナポリターノ (Gov. Janet Napolitano) がオバマ大統領の任命によって保安庁長官に就任し、後任にプロライフのブリュアー知事 (Gov. Jan Brewer) が就任した時、

アリゾナ州民は、女性のリプロダクティブ・ライツの保護に関して州知事の拒否権発動がどれだけ重要であったかを知ることになった。

2009年以降、中絶規制法が次々にできていく。その内容は、24時間の待機時間はもちろんのこと、カウンセリングを義務付け、良心条項を拡大し、未成年者の中絶について規制を強化することから始まった。保険が中絶を引き受けることを禁止し、中絶を行う施設には税の優遇措置を取りやめた。2011年には「出生前診断による差別禁止法 (Prenatal Non-Discrimination Act)」¹⁴⁾により、胎児の人種・性別に基づく中絶の禁止を定めたほか、RU-486を処方できる人を制限、RU-486の通販プログラムを禁止、従業員の避妊薬購入を保険プランに入れるかどうかの決定権を雇用主に委ねた。また「異常胎児誕生法 (wrongful birth bill)」¹⁵⁾により、胎児の異常を母親に知らせなくても医師は罪に問われない。2012年州議会は「女性の健康と安全保護法 (Women's Health and Safety Act)」¹⁶⁾を成立させ、中絶可能な時期を妊娠20週までに制限した。この法律は現在訴訟継続中である。

I. - 12 サウスダコタ州

サウスダコタ州の現状についてはこれまですでに扱ってきたので、2013年州議会の追加情報に留める。2011年に全米で最長となる72時間の待機再考時間を女性に義務付けたあと、2013年同州議会は、土日祝日を72時間に含めない法案¹⁷⁾を通し、デュガード州知事 (Gov. Dennis Daugaard) がこれに署名した。女性は、土日祝日は考えることができないというのである。中絶手術を行うクリニックは州内に一箇所しかなく、他州からやってくる医師に頼っている現状でこのような規制は、一部の女性にとって中絶が不可能となることを意味する。一方、医師が胎児の異常を見落としても罪に問われないことを定める「異常胎児誕生法案」¹⁸⁾は、司法委員会でも棚上げとなり成立しなかった。

サウスダコタ州では、アメリカ市民的自由連合 (ACLU)、サウスダコタ健康な家族を守る会 (South Dakota Campaign for Healthy Families)、家族計画協会 (Planned Parenthood)、ナラール・プロチョイス・アメ

リカ（NARAL Pro-Choice America）の4団体
が、女性のリプロダクティブ・ライツを守るた
めの活動を行っている。

II. 合衆国連邦議会

以上に示したように、女性のリプロダクティ
ヴ・ライツを制限する立法は、複数の州で当事
者の女性が不在のまま進行中である。ある州で
ある中絶規制法が成立すると、他の州でも同様
の規制法が成立するというように、中絶へのア
クセスがより困難な地域が拡大している。

2012 年州議会で、全米 50 州のうち6州が
8つのプロチョイスの立法を行った一方で、24
州が41のプロライフの立法を行った。表1は、
州知事と州議会の中絶に対する立場を示したも
のである。現在全米50州のうち21州が、プロ
ライフの州知事と州議会の両方を持つ。プロチ
ョイスの州知事と州議会の両方を持つのはわず
か7州に過ぎない。中絶は「合法」であるにも
かかわらず、アクセスが極めて難しい州や地域
があり、その不利益を被るのは貧しい女性であ
るという現状は、1973年にロウ判決を勝ち取っ
たロウ（Jane Roe）が生きたテキサス州オー
スティンの状況と変わらない。かつて合衆国に存
在した人種隔離政策—Jim Crow—的状況が、女
性のリプロダクティブ・ライツを脅かしている
のである。このような一部の、しかも決して少
数ではない州の状況は、連邦議会にも反映する。

2012年の選挙は、プロチョイスのオバマ大統
領を再選する一方で、連邦議会に多くのプロラ
イフの議員を送り込んだ。第112連邦議会

表1 州知事・州議会の中絶に対する立場（2012）

	プロチョイス	中間	プロライフ
州知事	16*	5	30
州上院	15*	10	26
州下院	11	9	29

*ワシントン D.C.を含む

<http://www.prochoiceamerica.org/assets/download-files/2013-who-decides.pdf> を元に作成

（2011—2012）には14の中絶規制法案が提出
され、連邦下院を通過した10の法案は、連邦
上院と大統領が盾となって廃案にした。表2は、
連邦議会議員の中絶に対する立場を示したもの
である。連邦上院では中間層のうち9票を取り
込むことにより、辛うじて過半数を獲得でき
るが、連邦下院ではプロライフ議員が過半数の
218を優に超える。ただし、万が一プロライフ法
案に上院議員の過半数が賛成票を投じたとし
ても、大統領が拒否権を発動することにより、こ
れを覆すのに必要な連邦上院の三分の二にあ
たる67票をプロライフ派は持たない。その意味
で、現在、オバマ大統領と連邦上院が防火壁の
役割を果たしている。従って2014年選挙は、
女性のリプロダクティブ・ライツにとって重要
な選挙となる。

III. エヴリン・グリッシー（Evelyn Griesse）

この研究を開始して以来、足を運び続けたナ
ラール・プロチョイス・アメリカの寄付金集め
の会合で、筆者はエヴリンに出会った。表舞台
には出ず、しかし毎回必ず姿を現す彼女の話を
報告する。^{（注3）}

III. -1 エヴリンのストーリー

エヴリンは、1942年7月に、アイオワ州の農
場に生まれた。大学を卒業後、フィジカル・セ
ラピストとしてトレーニングを受け、仕事を続
けていたが、1971年に妊娠に気付いた。未婚の
母になることはできなかつたため、中絶をする
ことに決めた。

中絶が合法だったのは、全米でニューヨー
ク州とカリフォルニア州だけであつた。カリフォル
ニア州では3人の医師が彼女に中絶が必要と

表2 連邦議会議員の中絶に対する立場（2012）

	プロチョイス	中間	プロライフ
連邦上院	42	12	46
連邦下院*	173	22	239

*全435人中1名は立場を明らかにしていない

<http://www.prochoiceamerica.org/assets/download-files/2013-who-decides.pdf> を元に作成

診断しなければならなかったためニューヨーク市に行くことに決めた。当時、サウスダコタ州内にも非合法ながら中絶をしてくれる医師がいたことは知られているが、誰にも相談しなかったエヴリンは、もちろんそのことを知らなかった。彼女がニューヨーク市の中絶クリニックを探し出したのは、女性向けの雑誌 (*Lady's Home Journal*, *Good Housekeeping* など) の後に掲載された小さな広告の記憶だった。図書館で見つけた雑誌の記事を頼りに電話で予約をし、生まれて初めて飛行機に乗ってニューヨーク市ブロンクス区の病院で中絶手術を受け、翌日には家に帰っていた。電話を取り次いでくれたのは、家族計画協会であった。覚えているのは、病院だったことと、清潔な部屋にベッドが4つあって、それぞれの人が異なる治療を受けていたことだけだった。医師の顔を見た記憶もない。合法的な治療なので後ろめたい気持ちは全くなかったし、現在のように中絶反対のピケを張ったり、外で騒いだりする人もいなかった。そして彼女は何事もなかったかのように仕事に戻った。

Ⅲ. - 2 ロウ判決

状況が変わったのは、皮肉なことに、連邦最高裁が下したロウ判決以後である。プロライフ派が危機感から組織力を結集して反対運動を展開し始めたのである。そして、1992年のケイシー判決¹⁹⁾以来、連邦最高裁は、ロウ判決を侵食する判決を下し続けている。ひとつの要因が、

連邦最高裁判事の構成にある。表3に示す通り、現在9人の最高裁判事のうち、5人がプロライフのレーガン・ブッシュ大統領の任命、4人がプロチョイスのクリントン・オバマ大統領の任命により就任した。中絶についての立場は、任命した大統領の立場と同じくする。その意味で、女性のリプロダクティブ・ライツにとって、選挙でプロチョイスの大統領を選ぶことは重要である。

Ⅲ. - 3 貧しい女性のリプロダクティブ・ライツとの関わり

1971年にエヴリンが支払った費用は、病院での中絶費用約300ドルと、ニューヨークまでの飛行機代約300ドルの計約600ドルであった。彼女は言う。「数年間は、中絶をしたことなどすっかり忘れていました。けれども1973年に中絶が全米で合法になってから様々な問題が起き始めました。その時に、家族計画協会や中絶をしてくれた人たちに恩返しをしなければならなかったのです。私は働いていたし、贅沢もしていなかったので、貯金から費用を支払うことができ、中絶を選択することができました。けれども、困窮状態にある女性たちにはそのチャンスがありません。1975年頃から、女性政治集会 (Women's Political Caucus) やナラール、アメリカ市民的自由連合など、平等のために闘っている人たちと出会うようになりました。ウィリアムズ医師 (Dr. Williams) に出会ったの

表3 合衆国連邦最高裁判事

NAME	AGE IN 2012	APPOINTED BY	SERVICE BEGAN	POSITION ON ABORTION
John Roberts	57	George W. Bush	Sept. 29, 2005	Pro-life
Ruth Bader Ginsburg	79	Bill Clinton	Aug. 10, 1993	Pro-choice
Antonin Scalia	76	Ronald Reagan	Sep. 26, 1886	Pro-life
Anthony Kennedy	76	Ronald Reagan	Feb. 18, 1988	Middle
Stephen Breyer	74	Bill Clinton	Aug. 3, 1994	Pro-choice
Clarence Thomas	64	George H. W. Bush	Oct. 23, 1991	Pro-life
Samuel Alito	62	George W. Bush	Jan. 31, 2006	Pro-life
Sonia Sotomayor	58	Barak Obama	Aug. 8, 2009	unknown
Elena Kagan	52	Barak Obama	Aug. 7, 2010	unknown

もその頃でした。この社会は、貧しい者が最も苦しんでいるように思います。中絶費用がないために、中絶を自分で試みて感染症にかかって運び込まれ、亡くなっていく気の毒な女性を見てきたウィリアムズ医師も、女性のために闘っていました。私は彼を守らなければならないと思ひ、女性を安全にクリニックに導き入れるエスコートサービスを手伝ったりしました。」

Ⅲ. - 4 全米中絶基金ネットワーク (National Network of Abortion Fund) への参加

エヴリンは、妊娠を継続できる状況にはない困窮した女性たちから相談を受け、経済的支援を行うとともに、クリニックを運営する団体への寄付も積極的に行う、草の根の活動家である。彼女は、決して裕福な上流階級の女性ではない。仕事をして収入を得、慎ましい生活をしながら、自分の稼いだお金を使って助けを必要とする女性を直接支援している。

実際、インターネットの検索で「中絶資金 (abortion fund)」と入力すると、Fund Abortion Now (中絶資金、今) が最初に出てくる。ホームページ上の全米地図のサウスダコタ州スーフォールズをクリックすると、連絡先としてエヴリンの自宅の電話番号が掲載されたページに移る。「1985年にこの活動を始めた頃は、年間50本ほどの電話を受けていましたが、毎年徐々に増えていて、現在は年間180本から200本の電話を受けています。実際に資金援助をするのは、そのうちの40人から60人ほどです。」これは、インターネットの普及により連絡先が探しやすくなったことによるのだと言う。

「電話はミネソタ州、アイオワ州、時にはウィスコンシン州、ネブラスカ州、ノースダコタ州に住んでいる女性からかかってきます。まず診察の予約をするように伝えます。それから半ページ分ほどの基本情報を訊ねます。パートナーは助けてくれるか、費用を確認していくらまでは準備できるのか、何か売るものはあるか、友人家族にたとえ5ドルでも貸してもらうことはできるか、などを訊いて、中絶の1～2日前に再度電話するように伝えます。その頃までに自分で費用を工面できていることもありますし、足りない場合には、足りない分だけを援助しま

す。女性には、クリニックに電話をして、私たちと話したことを伝えるように言い、こちらからもクリニックに電話を入れて、足りない分を請求してもらいます。」電話相談のノートは4冊になると言う。

「全米中絶基金ネットワークには、私たちのように独立した資金提供者が100くらいあります。」とはいえ、70歳になった現在も、年間7,000ドルから12,000ドルの中絶資金を提供し続けることは、決して容易なことではない。

Ⅲ. - 5 選挙でリプロダクティブ・ライツを擁護する政治家を選ぶことの意味

エヴリンは、最後に選挙の重要性について語った。「自分が助けた女性たちには、せめてプロチョイスの候補者に投票してもらいたいと思ひ、100通ほどの手紙を送ったことがあります。でも、そのほとんどは宛先不明で戻って来てしまいました。助けを求めてきたのは、家賃も払えないような困窮状態にあった人たちですから、考えてみれば当たり前のことです。けれども、彼女たちの人生が少しでも良い方向に動いたのか、本当に助けられたのかを知りたいという思ひは持っています。」

ロウ判決を勝ち取ったことで知られるウェディントン、2013年に68歳になった。ロウ判決から40年を記念して改訂出版された著書『選択の問題』(A Question of Choice)の中で、彼女は次のように述べている。「1969年に、40年後も中絶のことを話しているだろうと誰かに言われていたら、ばかげたことをと思ったことでしょう。けれども、この問題について話すのは嫌気がさしたかと問われれば、私は心から『いいえ』と言います。この裁判と、ロウ判決がその後にもたらしたものについての関心が絶えることはなく、中絶の合法性とアクセスを存続させるために努力し続けたいわけにはいかないからです。」²⁰⁾

おわりに

2010年の中間選挙で、政治の個人の生活への介入を嫌う超保守勢力ティー・パーティー派の議員が共和党の中に出現し、連邦議会と州議会に

において多くの議席を獲得した。彼らのイシューは、経済政策における大きな政府への反発に始まり、その関心は、女性のリプロダクティブ・ライツの制限へとシフトして行った。結果的に、女性のリプロダクティブ・ライツ擁護を政策の大きな柱とするオバマ大統領は、苦しい議会運営を強いられることとなった。

2006年のサウスダコタ州における厳しい中絶禁止法の成立から取材を開始したこのプロジェクトは、7年を経た現在も収束の見通しが立っていない。それどころか、プロライフ各州での中絶規制立法が活発化し、オバマケアを骨抜きにすべく、連邦議会においても中絶関連法案が提出され続けている。

本稿で言及したように、女性のリプロダクティブ・ライツを憲法上の権利として守るためには、連邦最高裁判所でプロチョイスの判事を多数派にする必要があり、そのためには任命権を持つプロチョイスの大統領が必要であり、任命を承認する上院司法委員会においてプロチョイスの連邦上院議員を多数派にする必要がある。ウェディングンは、リプロダクティブ・ライツを守るための今後の闘いに勝つために、次の12の提案をしている。²¹⁾

1. 最優先されるべきは、あらゆる公職にプロチョイスの候補者を当選させること。
2. ソーシャル・メディアの活用によるイベントへの賛同者の動員。
3. 最低ひとつのプロチョイス組織で活動に携わること。
4. プロチョイスのこぼれを使うこと。
5. 事実を事実として理解すること。
6. クリニックでの嫌がらせに対抗する活動に参加すること。(必ず訓練を受けること)
7. 宗教の議論とは一線を画すこと。
8. 可能な限りプロチョイスの医師を選ぶこと。
9. 非合法的な中絶の怖さを回避する唯一の方法は、中絶を合法にしておくことだと肝に銘じること。
10. 若い人たちがジェンダー平等のバトンを受け取って走り続けること。
11. プロチョイスの男性の支持を歓迎すること。
12. 女性と彼女らの子どもを援助すること。

翻って考えてみるに、日本にいる我々も、す

べての成人男女、殊に女性が参政権を得るために闘ってきた歴史を忘れてはいないだろうか。国政選挙においても、地方選挙においても、「どうせ変わらない」からと選挙に出かけて票を投じないのでは、本当に何も変わらない。50%に満たない投票率で勝利した候補者は、選挙に出かけなかった残り過半数の投票で落選させることができ、結果を「変えることはできた」のだから。女性のみならず、すべての若者に対して、まずは、自分にとって重要な意味を持つたったひとつのイシューにこだわって投票所に出かけることから始めてみよう、声を大にして伝えたい。

本稿まで8回にわたって取り組んできたサウスダコタ州の中絶論争もまた、一般有権者が「選挙」という政治参加の方法によって自ら選んだ結果に他ならない。2014年の中間選挙は、リプロダクティブ・ライツの視点からみても重要な意味を持つ選挙になることを意識しながら、結果を注視したい。

謝辞

このプロジェクトには、多くのサウスダコタ州の人たちからの協力を得た。特に、会期中にも拘らず快くインタビューに応じてくれたサウスダコタ州議会の議員諸氏、行政府の公職者諸氏にお礼申し上げる。法案作成の裏側については、州議会 LRC のルービン・バズバレット氏に毎回丁寧な説明をいただいた。議会のロビーに陣取るロビイストや議事堂のスタッフ諸氏の友情にも感謝したい。そして誰よりも、このプロジェクトを始めるきっかけを提供してくれたスコット・ハイドプリーム元州上院議員と州議会民主党事務局秘書のアン・アイキング氏にはお礼を言いつくすことができないほどお世話になった。いつか、州議事堂内で行なったインタビュー集を形にして報いることができればと思っている。

学部時代からの恩師、南山大学の岩野一郎名誉教授には、特に多くのご意見とご指導をいただいた。名古屋アメリカンセンターのライブラリアン大鍋千香子氏にも的確な資料を探していただきお世話になった。

最後に、サウスダコタ州での取材活動に際して愛知学泉短期大学からいただいた支援に感謝申し上げたい。

引用文献

Web サイトからは、最終閲覧日 2013 年 9 月 26 日より引用

- 1) Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973)
- 2) House Concurrent Resolution 1002(2013)
<http://legis.state.sd.us/sessions/2013/Bills/HCR1002ENR.pdf>
- 3) <http://www.legislature.ne.gov/FloorDocs/101/PDF/Slip/LB1103.pdf>
- 4) http://www.legislature.state.oh.us/bills.cfm?ID=129_HB_125
- 5) <http://docs.legis.wisconsin.gov/2011/related/acts/217>
- 6) <http://www.huffingtonpost.com/news/idaho-abortion-lawsuit>
- 7) <http://www.ircrc.org/indiana-vs-bei-bei/>
- 8) <http://www.gutmacher.org/pubs/sfaa/oklahoma.html>
- 9) <http://dcabortionfund.org/>
- 10) <http://www.houstonchronicle.com/news/falkenberg/article/Cut-Medicaid-costs-and-abortions-Its-sample-4173271.php>
- 11) <http://www.nabp.net/news/kansas-conscience-clause-bill-signed-into-law>
- 12) <http://edition.cnn.com/2011/11/09/politics/mississippi-election>
- 13) <http://rhrealitycheck.org/article/2012/07/02/federal-judge-blocks-mississippi-trap-law-abortion-still-accessible-now/>
- 14) <http://www.cnsnews.com/news/article/arizona-governor-signs-bill-prohibiting-abortion-based-gender-or-race>
- 15) <http://www.azleg.gov/legtext/50leg/2r/bills/sb1359s.htm>
- 16) <http://blog.azpolicy.org/wp-content/uploads/f12-12-AbortionRegs.pdf>
- 17) HB1237(2013) <http://legis.state.sd.us/sessions/2013/Bill.aspx?File=HB1237ENR.htm>
- 18) HB1236(2013) <http://legis.state.sd.us/sessions/2013/Bill.aspx?File=HB1236P.htm>
- 19) Planned Parenthood v. Casey, 505 U.S. 833 (1992)
- 20) Weddington, 276.
- 21) Weddington, 292-305.

参考文献

井樋三枝子「連邦最高裁判所判事指名・承認手続き一

トマイヨール連邦最高裁判事指名・承認をめぐる一」『外国の立法 243』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010.3.

佐々木裕美「サウスダコタの中絶論争(1)-(7)」愛知学泉大学・短期大学紀要 41 号-47 号(2006-2012 年)

Robin, Mary. Pieklo, Jessica Mason. *Crow After Roe: How "Separate but Equal" Has Become the New Standard in Women's Health and How We Can Change That.* Ig Publishing, Inc, 2013.

Weddington, Sarah. *A Question of Choice: 40th Anniversary Edition.* The Feminist Press, 2013.

NARAL Pro-Choice America, ed. *Who Decides? The Status of Women's Reproductive Rights in the United States.* 22nd edition 2012

<http://www.prochoiceamerica.org/government-and-you/who-decides/>

注記

注 1) カーハート医師(Dr. LeRoy Carhart)は、2009 年にカンザス州で中絶を行っていたティラー医師 (Dr. George Tiller) の殺人事件以来、中西部で唯一の後期中絶を行う医師として知られていた。法案は、カーハート医師に中絶をやめさせようという意図を含んでいた。カーハート医師は、訴訟を起こさず、メリランド州に移った。

注 2) この法案には、反対議員から例外を求める数多くの修正が提案されたが、追加された唯一の例外は、子宮内の別の胎児を救うことを目的とする場合のみであった。この例外は、本研究において触れたサウスダコタ州のティファニー・キャンベルの証言により、追加された。キャンベルの主張については、佐々木裕美「サウスダコタの中絶論争 (3) -HB1215 の敗北と新たな中絶禁止法案- (愛知学泉大学・短期大学紀要第 43 号 2008 年 12 月) p. 106.

注 3) インタビューは、2013 年 2 月 10 日にスーフォールズで行なった。以下の文中の引用はすべてこの時のものである。